

社会福祉法人丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業（以下「レンタル事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託)

第2条 会長は、貸出しを行うベビーベッド（以下「貸出品」という。）の種類、利用者及び利用に係る費用の決定を除き、事業の一部を民間事業者等（以下「事業者」という。）に委託して実施する。

(対象者)

第3条 レンタル事業を利用することができる者は、本会の一般会員であって、町内に住所を有する乳児の保護者又は祖父母とする。

2 前項に定めるもののほか、会長が必要と認める者

(利用の範囲)

第4条 レンタル事業の利用の範囲は、町内とする。

(貸出の期間)

第5条 貸出品の貸出期間は、貸出日から6か月以内とする。ただし、延長の申込があった場合は、さらに6か月延長できるものとする。

(貸出台数)

第6条 貸出品は乳児1名につき1台とする。

(利用料)

第7条 利用料は無料とし、貸出品のレンタルに係る費用の支払いは本会が事業者に対し、本会が行うものとする。

(利用の方法)

第8条 レンタル事業より貸出を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業利用申請書（様式第1号）に母子手帳の写しを付して会長に提出しなければならない。

2 レンタル事業の申請は、利用する予定日の3か月前からできるものとする。

3 貸出期間の延長を希望する場合は、貸出期間終了日の2週間前までに、丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業延長利用申請書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(利用の承認及び登録)

第9条 会長は、前条に規定する利用申請書の提出を受けたときは、速やかに審査を行い、承認するときは、丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業利用承認（不承認）通知書（様式第3号）により申請者に通知するとともに、丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業利用者台帳（様式第4号）に登録し、丸森町社会福祉協

議会ベビーベッドレンタル事業委託承認通知書（様式第5号）により、事業者に通知するものとする。

（利用の不承認）

第10条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の承認をしないものとする。

- （1）公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- （3）事業実施の管理上において、支障があると認められるとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、会長が利用を不相当と認めるとき。

2 会長は、前項により利用を承認しないときは、丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業利用承認（不承認）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

第11条 第9条の規定により利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）貸出品を目的に反して使用し、譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。
- （2）貸出品の形状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- （3）貸出品を紛失し、破損し、又は汚損した場合は、速やかに報告し指示に従うこと。
- （4）その他会長が必要と認める事項。

（利用承認の解除）

第12条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出品の利用承認を解除し、利用期間内であっても利用者に返却を命ずることができる。この場合において、利用承認を解除された者は、速やかに貸出品を返却しなければならない。

- （1）前条に規定する遵守事項に違反したとき。
- （2）虚偽の申込み、その他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
- （3）利用者が町外へ転出したとき。
- （4）その他貸出品の利用に関し、会長が指示した事項に従わないとき。

2 前条各号により前項の利用承認の解除を行ったときは、利用者はその損害を賠償しなければならない。ただし、会長はやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額又は免除することができる。

（返却）

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業返却届出書（様式第6号）を提出し、速やかに貸出品を返却しなければならない。

- （1）貸出品の貸出期間が終了したとき。
- （2）町外へ転出したとき。

(3) その他貸出品を必要としなくなったとき。

- 2 会長は、前項に規定する届出があった場合は、丸森町社会福祉協議会ベビーベッドレンタル事業回収依頼書(様式第7号)により事業者へ通知するものとし、事業者は、この通知を受けたときは、速やかに回収を行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。